

2020年度「インシデントチケット管理システムに付帯するマイクロサービス の開発業務」に関する入札のご案内

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
(入札管理責任者 総務部長 村上憲二)

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 入札に付する事項

- (1) 名称：2020年度「インシデントチケット管理システムに付帯するマイクロサービス」開発業務
- (2) 内容等：別紙1のとおり(2020年度「インシデントチケット管理システムに付帯するマイクロサービス」開発業務仕様書)
- (3) 履行期限：別紙1のとおり(2020年度「インシデントチケット管理システムに付帯するマイクロサービス」開発業務仕様書)
- (4) 入札方法等：

本件は、JPCERT コーディネーションセンターが経済産業省より委託されている令和2年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業(サイバー攻撃等国際連携対応調整事業)で実施されるプロジェクトの一つとして実施し、総合評価落札方式で行う。したがって、入札の際には提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、税抜き金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、入札書には税抜きの金額を記載すること。

2. 入札要件

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、参加することを認める。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (4) 経営の状況、信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 入札案件に対して原則、再委託を行わないこと。ただし、やむを得ない場合は予めJPCERT コーディネーションセンターに予め申し出ること。
- (6) 入札説明会に参加し、入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札者の義務

この一般競争に参加を希望する者は、JPCERT コーディネーションセンターが配布する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。

また、落札者の決定日前日までの間において JPCERT コーディネーションセンターから当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

4. 契約事項を示す場所等

(1)入札説明会の日時及び場所

日時：2020年5月22日（金） 14時00分～15時00分(1時間程度を予定)

場所：〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4-4-2 東山ビルディング8階

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター

TEL : 03-6271-8901

FAX : 03-6271-8908

※現在発生している新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を受け、入札説明会は Web 上で実施する。説明会参加希望者は5月20日（水）17時までに ir-info@jpcert.or.jp に必要事項(法人名、部署名、参加者氏名（2名まで）、連絡先)を記載のうえ、メールにて参加希望の事前申し込みをすること。なお、5月21日（木）に通信状態の事前確認を実施する(別途連絡)

参加資格：事前申込者のみ。なお入札説明会に先立ち、過去の開発経験等を確認することがある。

(2) 提案書の受領期限及び受領場所

期限：2020年6月5日（金）17時00分（必着）

場所：「4.契約事項を示す場所等」(1)に同じ

方法：郵便(簡易書留による)のみ

(3) 入札者決定の通知日

2020年6月11日（木）

(4) 入札日

日時：2020年6月12日（金）14時00分～（落札者が決定するまで）

場所：「4.契約事項を示す場所等」(1)に同じ

※現在発生している新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を受け、Web 上で実施、または、延期となる場合がある。その場合は事前に通知を行う。

5. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

全額免除

(2) 入札書の変更及び取消し

入札者は、提出した入札書等の変更及び取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本公告の2.入札要件に示す入札参加資格のない者による入札及び各項に定めた諸条件について、その条件に違反した場合は入札を無効とする。

(4) 契約書の作成

落札者が JPCERT コーディネーションセンターと契約を締結する際には、契約書の作成を必要とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に参考に作成された予定価格の制限の範囲内で、入札管理責任者が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札管理責任者が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

6. 問合せ先(メールでの問い合わせを原則とする)

(1) 入札説明書等に関する問い合わせ

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
インシデントレスポンスグループ 田中 (たなか) / 水野 (みずの)
E-mail : ir-info@jpcert.or.jp

(2) 入札行為に関する問い合わせ先

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
総務部 小島(こじま) / 高崎 (たかさき)
E-mail : soumu@jpcert.or.jp

2020年度「インシデントチケット管理システムに付帯するマイクロサービス」開発業務仕様書

1. 件名

2020年度「インシデントチケット管理システムに付帯するマイクロサービス」開発業務

2. 目的

JPCERT/CCでは国内におけるコンピュータセキュリティインシデント（以下「インシデント」という。）の被害低減を目的として、インシデント対応業務を実施している。インシデント対応業務では、国内外からのインシデント報告の受付、対応の支援、発生状況の把握、手口の分析、再発防止のための助言などを行っている。現在、インシデント対応業務では、業務の効率化を目的として、インシデントを管理するためのWebアプリケーションシステムを使用している。しかし、現行システムの構築時と比較してインシデント報告が増加していることや業務内容の拡張に伴い、当該業務担当者の工数が増加している。そこで本事業では現行のインシデントチケット管理システムの刷新に付帯するマイクロサービスを開発し、担当者の業務効率化を目的とする。

3. 事業の内容及び実施方法

以下のサービス開発に関し、JPCERTコーディネーションセンターと協議しつつ、実施する。開発にはオープンソースを含む既製ソフトウェアの活用も可能とする。

(1) マイクロサービスの開発

① メールデータ管理サービス

特定のメールアドレスで送受信したメールデータを構造化データに変換後、データベースへ保存、WebGUI経由で各操作を行うことができるサービス。実装される機能には、REST API経由でのメールの送受信、PGPなどの復号/暗号化処理、添付ファイルの操作、メールデータへの任意のID付与、タグ付け、特定操作の自動実行などをもつ。

② コンタクト先調査サービス

Whoisデータベースや関連データベースなどからインシデントに関する情報を通知する適切な連絡先情報を検索し、結果を応答するサービス。検索したデータを一時保存する機能や統計を集計する機能をもつ。

③ 文書校正サービス

特定の入力フォームに入力された文書データの校正結果をリアルタイムで応答するサービス。校正する内容は一般的な文法や単語の用法などの確認が含まれる。

④ 外部WebAPI利用サービス

複数の外部サービスのWebAPIを中継するサービス。外部WebAPIを中継する他に、各サービスの利用状況の集計や登録状況の監視などの機能を持つ。

⑤ インシデント情報収集サービス

複数のサービス（ShodanやCensysなど）からIPアドレスやドメイン、ファイルハッシュなどを用いて、情報を収集し、データベースへ情報を格納するサービス。収集したデータに対して、全文検索や統計の集計などの機能をもつ。

(2) アプリケーションに関わるセキュリティ対応

受託事業者は、以下を実施すること。

- ・ 本システムは、独立行政法人 情報処理推進機構 安全なウェブサイトの作り方改訂第7版 (<https://www.ipa.go.jp/files/000017316.pdf>)に基づいてセキュリティを意識した設計、開発を行うこと。また、その他のセキュリティ要件については、必要に応じて設計の際に JPCERT/CC と協議する。
- ・ アプリケーションの開発にOSSを利用する場合は、脆弱性情報を確認すること。影響度の高い脆弱性が公開された場合は、JPCERT/CCと協議した上で、必要に応じてアップデートを行うこと。また、5年以上の運用を見据えたOSSの選択をすること。

4. 入札要件

[必須]

- ・ RESTful APIに精通していること。
- ・ PythonとJavaScriptによるWebアプリケーションの開発経験があること。
- ・ コンテナ環境のシステム開発、構築経験があること。
- ・ バージョン管理システム(Git)を利用した開発経験を有すること。
- ・ Webアプリケーション、データベースのパフォーマンスチューニングを伴うシステム開発経験を有すること。
- ・ Webアプリケーションセキュリティに関する知見を有すること。

[任意(あれば尚可)]

- ・ メール管理システムの開発経験を有すること。
- ・ SQLデータベース、NoSQLデータベースを用いた開発経験を有すること。
- ・ キャッシュDBを用いた開発経験を有すること。
- ・ JenkinsなどのCIツールを使用した開発経験を有すること。
- ・ OpenPGP の仕様を把握していること。

5. 履行期間

2021年1月29日（金）までに納品すること。検収期間については、納品後から2021年3月31日(火)までとする。

6. 成果物

- ・ システム構築手順書
- ・ アプリケーション仕様書およびソースコード
- ・ 作業報告書（プロジェクト計画、打ち合わせ議事録、テスト結果など）

7. 納入場所

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター

JPCERTコーディネーションセンターにおける入札は当該箇所に付き以下の予算決算及び会計令（国による歳入徴収、支出、支出負担行為、契約等について規定したもの）を準用して行うこととする。

予算決算及び会計令（抜粋）

（昭和22年4月30日勅令第165号）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 - 六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる